

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
高知県行政組織規則の一部を改正する規則 (2件)	1
高知県事務処理規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
高知県電子署名規程の一部を改正する訓令	3
告 示	
中芸広域連合の規約の変更の許可 (市町村振興課)	3
結核予防法による医療機関の指定 (健康づくり課)	3
結核予防法に基づく指定医療機関の辞退の申出 (")	3
大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営流通課)	3
保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)	4
道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定 (")	5
公 告	
平成19年度調理師試験の実施 (健康づくり課)	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	5
監査公表	
財団法人高知県観光コンベンション協会の監査の執行結果	5
高知県人事委員会告示	
給料表別級別職務区分表の一部改正 2・20揭示	9
入札公告	
一般競争入札(自動車保管場所調査事務)の公告	9
正 誤	
正誤(平18・3・31付け 規則)	11

規 則

高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第7号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第25条第2号中「総合行政ネットワーク認証局」を「総合行政ネットワークの登録分局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第 8 号

高知県行政組織規則の一部を改正する規則

高知県行政組織規則 (平成15年高知県規則第43号) の一部を次のように改正する。
第307条第 2 項の表中

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	---

を

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改める。

第309条第 1 項の表中

税務課	税務調査監
-----	-------

を

税務課	税務調査監
危機管理課	危機管理指導監

に改める。

附 則

この規則は、平成19年 3月 1日から施行する。

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年 2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第 9 号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則 (平成15年高知県規則第44号) の一部を次のように改正する。
第 2 条第19号中「、専門企画員並びに交通安全推進監」を「並びに専門企画員」に改める。
第 3 条第 2 項の表中

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務
-------	-------------------------

を

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務

に、

医薬安全推進監	医薬安全に関する企画調整
---------	--------------

を

医薬安全推進監	医薬安全に関する企画調整
交通安全推進監	交通安全の推進に関する特に高度の専門的業務

に改める。

第14条第 1 項の表中「、専門企画員及び交通安全推進監」を「及び専門企画員」に改める。
別表第 1 の 3 の (4) のエの項、3 の (6) のウの項及び 3 の (7) のオの項中「税務調査監」を「税務調査監、危機管理指導監」に、「医薬安全推進監」を「医薬安全推進監、交通安全推進監」に改める。

附 則

この規則中第 3 条第 2 項の表の改正規定 (

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務
-------	-------------------------

を

税務調査監	地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務
危機管理指導監	危機管理に関する企画及び指導の事務

に改める部分に限る。) 並びに別表第 1 の 3 の (4) のエの項、3 の (6) のウの項及び 3 の (7) のオの項の改正規定 (「税務調査監」を「税務調査監、危機管理指導監」に改める部分に限る。) は平成19年 3月 1日から、その他の規定は同月 2日から施行する。

訓 令

高知県訓令第 4 号

本 庁
各 出 先 機 関

高知県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県電子署名規程の一部を改正する訓令

高知県電子署名規程(平成14年7月高知県訓令第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は地方公共団体」を「、地方公共団体、住民、企業等」に、「高知県認証局(以下「高知県認証局」を「認証局(以下「認証局」に改める。

第3条第2項中「当該署名」を「当該電子署名」に、「総務部長」を「次条第2項の規定により置かれる登録分局責任者」に改める。

第4条を次のように改める。

(登録分局)

第4条 次条の規定により置かれる鍵情報等管理者からの鍵情報等の発行、更新及び失効に係る申請の受付及び審査、認証局への鍵情報等の発行、更新、失効及び廃止に係る申請並びに認証局から発行された鍵情報等の配付を行う高知県登録分局は、総務部管財課(次項において「管財課」という。)に置く。

2 高知県登録分局に登録分局責任者、審査承認者、審査担当者及び受付担当者を置き、管財課の職員をもって充てる。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「出納室」を「出納局の課」に改め、同条を第5条とする。

第10条を第6条とする。

第11条の見出し中「発行」を「発行に係る申請等」に改め、同条第1項中「鍵情報等制定権者」を「第5条の規定により置かれる鍵情報等管理者(以下「鍵情報等管理者」という。)」に、「認証局責任者」を「第4条第2項の規定により置かれる登録分局責任者(以下「登録分局責任者」という。)」に改め、同条第2項中「認証局責任者」を「登録分局責任者」に、「が適当であると認めるときは、」を「により認証局から発行された第1項の」に、「鍵情報等管理者に引き渡す」を「当該鍵情報等管理者に配布する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 登録分局責任者は、前項の申請が適当であると認めるときは、別に定めるところにより、認証局に鍵情報等の発行に係る申請を行うものとする。

第12条を第8条とする。

第13条中「鍵情報等制定権者」を「鍵情報等管理者」に、「若しくは廃止するとき又は鍵情報等を事故により」を「又は鍵情報等の利用の停止その他の事故等により鍵情報等を」に、「認証局責任者」を「登録分局責任者」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第9条とする。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の更新に係る申請があった場合について準用する。

3 登録分局責任者は、第1項の失効に係る申請が適当であると認めるとき又は鍵情報等の有効期限が切れたときは、別に定めるところにより、認証局に鍵情報等の失効又は廃止に係る申請を行うものとする。

第14条の見出しを「(申請管理台帳)」に改め、同条中「認証局責任者」を「登録分局責任者」に、「鍵情報等管理台帳」を「申請管理台帳」に改め、同条を第10条とする。

第15条を第11条とする。

附 則

この訓令は、平成19年2月27日から施行する。

告 示

高知県告示第121号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により平成19年2月14日付けで許可した。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県告示第122号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	開設者	指定年月日
安芸えきまえ耳鼻科	安芸市矢ノ丸4丁目2番12号	医療法人鷲頭会	平18・11・11
さくらクリニック	四万十市古津賀1463	医療法人中村会	平19・1・1
ローズ薬局	吾川郡いの町新町36	竹井 優子	〃 〃

高知県告示第123号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から次のとおり辞退の申出があった。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所在地	開設者	辞退年月日
さくらクリニック	四万十市古津賀1463	中村 生也	平18・12・

ク				31
ローズ薬局	吾川郡いの町新町36	土居 陽子	〃	〃
			〃	
影山薬局	香南市赤岡町548	森本 和子	平19・1・	31

高知県告示第124号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営流通課に提出することができる。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマート 代表取締役 中村 雄一

(2) 届出者の住所

高知市知寄町二丁目1番37号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマート高岡店
土佐市高岡町甲337ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,402平方メートル

(変更後) 5,111平方メートル

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 217台

(変更後) 329台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 30台

(変更後) 179台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 56平方メートル

(変更後) 244.9平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 29.50立方メートル

(変更後) 58.29立方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後10時
有限会社ポピーフロースト佐川店	午前10時	午後10時
有限会社中納言	午前10時	午後7時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午前零時
有限会社ポピーフロースト佐川店	午前9時	午前零時
有限会社中納言	午前9時	午前零時
株式会社ウイル	午前9時	午前零時
株式会社かもめ	午前9時	午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時から午後10時まで

(変更後) 午前8時45分から午前零時15分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

(5) 変更年月日

平成19年10月6日

(6) 変更理由

当該店舗の一層の機能充実及び利便性向上を図るため、店舗棟を増築し、増床することとなったため

2 届出年月日

平成19年2月5日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営流通課

土佐市商工労働課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第125号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年5月高知県告示第290号及び昭和52年6月高知県告示第333号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農林水産部森林局森林整備課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 庄田伊野

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋字三名越屋敷316番1から	A	3.0	271
高岡郡日高村名越屋字コシマ越422番6		6.5	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村名越屋字三名越屋敷310番6から	B	7.5	297
高岡郡日高村名越屋字コシマ越422番8まで		21.0	
高岡郡日高村名越屋字三名越屋敷310番6から	後	7.5	297
高岡郡日高村名越屋字コシマ越422番8まで		21.0	

高知県告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年2月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 久礼須崎

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字北カヤガ谷5476番4から	前	5.0	1,369
高岡郡中土佐町久礼字東8363番1まで		56.4	
高岡郡中土佐町久礼字北カヤガ谷5484番7から	A	5.0	1,291
高岡郡中土佐町久礼字ヨシノ本5587番15まで		56.4	
高岡郡中土佐町久礼字北カヤガ谷5476番	後	9.2	

4 から 高岡郡中土佐町久礼 字東8363番1まで		B	49.6	868
---------------------------------	--	---	------	-----

高知県告示第128号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類
県道
- 2 路線名
後免中島高知
- 3 区間
高知市北本町三丁目81番2地先から同市はりまや町一丁目401番地先まで
- 4 指定年月日
平成19年2月27日

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定による平成19年度調理師試験を次のとおり行う。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 試験の日時
平成19年7月11日（水）午後1時から
- 2 試験の場所
高知会場 高知会館（高知市本町五丁目6 - 42）
安芸会場 高知県安芸総合庁舎（安芸市矢ノ丸一丁目4 - 36）
中村会場 四万十市立中央公民館（四万十市右山五月町8 - 22）
- 3 受験願書の提出期間
平成19年5月25日（金）から同年6月1日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成19年6月1日付けの消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の提出先
県内の各福祉保健所及び高知市保健所。ただし、県外居住者は、高知県健康福祉部健康づくり課（高知市丸ノ内一丁目2 - 20）へ提出すること。
- 5 受験願書の配付時期等

平成19年4月24日（火）以降に、県内の各福祉保健所、高知市保健所及び高知県健康福祉部健康づくり課並びに県内の各市町村窓口において配付する。

6 その他

- (1) 受験についての必要事項は、受験願書に添付する案内書により指示する。
- (2) 詳細については、高知県健康福祉部健康づくり課（電話番号088 - 823 - 9674）へ問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成19年2月27日

高知県知事 橋本 大二郎

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成18年12月1日 18高都計第680号	南国市廿枝字川窪 1283の一部	南国市廿枝1283 依光 宏

監 査 公 表

監査公表第4号

平成19年2月27日

- 高知県監査委員 武石 利彦
同 黒岩 正好
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財団法人高知県観光コンベンション協会の監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 2 月 15 日

高知県監査委員 武石 利彦
同 黒岩 正好
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

監 査 結 果 報 告 書

第 1 財団法人高知県観光コンベンション協会に対する監査の実施

1 財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の平成 17 年度及び平成 18 年度を対象とした財政援助団体監査（以下「第 1 回監査」という。）

（1）事前監査

事務局職員 3 人で、平成 18 年 10 月 23 日から同月 26 日まで実施

（2）委員監査

監査委員 4 人及び事務局職員で、平成 18 年 11 月 15 日に実施

2 平成 14 年度から平成 18 年度までの旅費等執行状況の監査（以下「第 2 回監査」という。）

（1）事前監査

ア 事務局職員 9 人で、平成 18 年 12 月 21 日から同月 28 日まで実施

イ 監査内容

第 1 回監査において、極めて不適正な旅費の取扱いが認められたため、旅費並びにそれに付随する食糧費及び報償費の執行状況調査を行った。旅費は命令ごとの用務、期間、行先、旅行者、支給額等を調査し、土産物や謝礼金は交付先、支払先及び額を、食糧費は用務、出席者、支払先及び額を調査した。なお、平成 18 年度は、10 月末までの執行状況である。

（2）委員監査

監査委員 4 人及び事務局職員で、平成 19 年 1 月 22 日及び同月 31 日に実施

第 2 第 1 回監査の結果

平成 18 年 12 月 19 日付け高知県公報第 8906 号で公表済み

第 3 第 2 回監査の結果等

1 第 1 回監査結果に対する協会からの措置報告

（1）平成 18 年度の外国旅行の旅費額について

ア 協会から「旅行者と青島旅費の減額交渉した結果、1 人当たり 200,600 円の回答があった。そして、協会から旅行者に会長分として 44,600 円上積みした 245,200 円の見積額を依頼し、この見積額をもとに旅費を計算し支給

した。なお、上積額の 44,600 円は立替分として入金しているが、是正後の旅費額の精算は公認会計士の指示を受けており今後処理する。」と報告があった。

イ 協会内部で聞き取り調査した事実関係は、次のとおりである。

旅行者への依頼にかかわった者は、専務理事、担当部長及び担当者の 3 人である。専務理事は、青島チャーター便の航空賃の値下げ交渉を指示した。

また、担当者は担当部長の指示を受け旅行者に見積額を依頼したと言っているが、担当部長は相談を受けた記憶はあるが指示はしていないと答えている。

このように、なぜ協会が旅行者に対し問題となった見積額を依頼したのかについては、依然として職員各々の申立てが食い違ったままであり、意思決定に至る経緯は明らかになっていない。

（2）平成 17 年度アイランドリーグ支援助成金の未払いについて

県の財政当局は、協会への補助金の再交付はできないとの見解であるため、未払いとなっている助成金は、平成 19 年 3 月に開催される評議員会及び理事会对対応を諮るとの報告があった。

今後は、定期的に予算の執行状況をチェックしていく体制づくりに努めるとのことである。

2 第 2 回監査の結果について

平成 14 年度から平成 18 年度までの旅費等の執行状況は、別紙「旅費等執行額一覧」のとおりである。

旅費等の執行に関する問題点等については、次のとおりである。

（1）旅費

用務や旅行先等が同じ旅行に複数人の出張を承認する場合あるいは旅行日程が長期になる場合に、その必要性が出張伺兼支出命令書等で明らかになっていない。

（2）食糧費

ア 県では、「食糧費の支出について」（平成 7 年 11 月 7 日付け総務部長通知）で、厳正な執行が求められている。この通知では、県が支出する補助金、負担金等の中に含まれる食糧費についても、原則として、同様の考え方にに基づき取り扱うこととしている。

協会においては、支出基準が明確に示されておらず、同じ懇談会への複数職員の参加、あるいは県職員を含めた懇談会経費の支出が認められた。

なお、平成 19 年度に向け、「食糧費の支出基準について」の規程を整備することとしている。

イ また、平成 16 年度において、職員が短期間に複数回にわたる高額（104,000 円）の立替え払いを行っている事例も認められた。

(3) 土産物・謝礼金等

関係団体への訪問時の土産及び関係者への謝礼金等は、支出科目が報償費と消耗品費となっているが、その支出区分及び支出基準が明確に示されていない。それゆえ、その頻度又は金額が社会通念上の儀礼の範囲を超えているのではないかと思われる執行、また、土産物については事前に承認を得ないまま職員が出張の途中で立替えて購入する執行も認められた。

(4) その他

北海道事務所は、平成 17 年 1 月の理事会に諮り会長の決定により設置されており、公募によって北海道事務所長（以下「所長」という。）として選定された者と平成 17 年 4 月 1 日から 2 年間の「北海道事務所長に関する契約書」を締結している。

その後、当該所長が、同年 11 月 20 日に退職することに伴い、新たに所長を選定し、同月 14 日から平成 19 年 3 月末までの「北海道事務所長に関する契約書」を締結している。

したがって、平成 17 年 11 月 14 日から同月 20 日までの間は、所長が二人体制となり、それぞれの所長に対し、同年 11 月の給与を日割り計算で支給している。

この期間は、引継ぎのための期間と説明しているが、それ以外に積極的な理由もないこと、また、重複契約を行わない引継ぎ方法も考えられるなど、身分的な整理を行わないまま短期間とはいえ所長を 2 人としたことは、不適切な対応であったと言わざるを得ない。

第 4 第 1 回監査及び第 2 回監査を通じての意見

1 平成 18 年度の外国旅行の旅費額については、協会から報告があったように、なぜ協会が旅行者に対し問題となった見積額の依頼を行ったかについて職員各々の申立てが食い違ったままで、突き詰めた調査にまで至っていない。少なくとも、組織の意思決定のあり方としては、不適切であると言わざるを得ない。

また、第 1 回監査の事前監査では「単純な事務ミス」と説明したものを、同委員監査では「業者が気を利かせた」と訂正し、さらに第 2 回監査の委員監査では「協会が依頼した」と前言を撤回した。このように、監査において短期間に説明が二転三転し、未だ責任ある回答が出されていないことは極めて遺憾である。

早急に、責任ある執行体制を再構築されたい。併せて、今後このような事態を招かないためにも事務処理の経緯を記録に残す方法を検討されるよう望む。

2 平成 17 年度アイランドリーグ支援助成金の未払いについては、提出された請求書を担当者が放置したまま経過し、支払っていないにもかかわらず後期の支出何書及び助成先から提出された実績報告書には、前期分を 8 月 22 日に支出済みと鉛筆書きで虚偽の記載をして処理していた。結果として、事実上債務が残っているにもかかわらず帳簿に記録されていないため、決算時の貸借対照表に未払金

として計上されていない。こうした事態を招いたのは、財務会計の基本的なルールが未整備のゆえであると言わざるを得ない。

今後、どのような形で支払うかは協会の自主的な判断によるものではあるが、適正に処理することが望まれる。

3 食糧費及び報償費等については、協会からの申し立てのとおり執行に関する支出基準の規程を早急に整備することが望まれる。その執行に当たっては、回議書等で事前に意思決定を行い、そのうえで相手方からの請求により支出する原則を確立することが望ましいと考える。

職員の自費による立替払については、会計規程で取扱いを明確に示すことはもとより、事前の意思決定がない立替は、会計上の事故にもつながるおそれがあることから、必要最小限にとどめることが望ましいものである。

また、土産物は、その都度購入するのではなく、県の特産品をストックしておく方法も考えられる。併せて、極力儀礼の範囲にとどめる執行方法の検討が求められると考える。

4 旅費は、協会全体の事業計画に基づいた適正な執行に努めることはもとより、旅行に要する期間、回数、人数、路程等はその必要性を明記するとともに、意思決定の経緯が事後に把握できるものとするのが求められる。

そのためには、各部が所管する事業の枠を超えて協会全体の旅費執行を統括する立場の職を置くことが必要であると考えられる。

5 予算執行全体を把握してチェックできる体制の検討と、併せて、未払い等が発生しない予算執行の管理体制づくりを早急に行う必要があると考える。

6 県の観光行政の第一線を担っている当協会では、事業を積極的に展開するためには、臨機応変の柔軟な対応が必要であることは一定認められるものの、協会全体の事業費の約 90 パーセント近くが公金である県補助金であることを全職員が再認識し、適正な経費の支出に努められるよう希望する。

別紙

旅費等執行額一覧

観光コンベンション協会

	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
平成 14 年度	10,846,787	1,758,667	1,592,378	14,197,832
平成 15 年度	21,707,408	3,299,333	3,673,375	28,680,116
平成 16 年度	25,953,625	2,232,342	1,814,649	30,000,616
平成 17 年度	17,623,044	4,134,681	2,429,641	24,187,366
平成 18 年度	8,399,444	1,791,073	767,619	10,958,136
合 計	84,530,308	13,216,096	10,277,662	108,024,066

※ 平成18年度は10月分まで。

平成 14 年度	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
観光客誘致事業	3,513,767	47,700	649,993	4,211,460
観光コンベンション受入事業	82,650	8,120	65,877	156,647
観光関係とのタイアップ事業	339,635		46,130	385,765
土佐路イメージアップ事業	11,000	329,130	10,363	350,493
広報及び宣伝事業	241,690	0	53,087	294,777
物産の販売拡大・促進対策事業	439,454	130,000		569,454
情報収集・提供及び研究対策	1,342,383	122,000	135,960	1,600,343
よさこい広場 2002	308,140	125,000	5,163	438,303
コンベンション誘致事業	837,131	31,898		869,029
スポーツ誘致受入事業	3,482,917	477,709	439,544	4,400,170
一般管理費	248,020	487,110	186,261	921,391
合 計	10,846,787	1,758,667	1,592,378	14,197,832

平成 15 年度	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
一般管理費	842,456	10,000	853,051	1,705,507
スポーツ誘致事業 その他	1,979,738	731,571	819,230	3,530,539
スーパーよさこい広場事業	1,435,600	222,222		1,657,822
臨時観光案内所設置事業	5,400		53,010	58,410
おもてなし推進事業	170,120	850,100	505,069	1,525,289
国際観光振興事業	447,400	42,222	72,830	562,452
市町村団体とのタイアップ事業	97,440	132,500	3,612	233,552
メディア媒体活用事業	1,131,143	110,880	142,071	1,384,094
インターネット活用事業	144,206	2,100		146,306
情報収集・提供事業	318,355	12,852	37,401	368,608
観光宣伝用ツール作成事業	33,375			33,375
観光客誘致事業 旅行会社等対策事業 首都圏商談会・情報交換会	333,834	117,117	622,793	1,073,744
企画調査事業	199,760	26,300		226,060
観光客誘致事業 旅行会社等対策事業 セールス活動費	3,055,857	380,954	37,431	3,474,242
観光客誘致事業 コンベンション事業 コンベンション誘致事業	974,900	8,000	1,785	984,685
観光客誘致事業 スポーツ誘致事業 プロ野球キャンプ対策事業	2,865,974	651,255	412,330	3,929,559
観光客誘致事業 スポーツ誘致事業 教育リーグ誘致事業	7,671,850	1,260	112,762	7,785,872
合 計	21,707,408	3,299,333	3,673,375	28,680,116

平成 16 年度	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
プロサッカーキャンプ対策事業	575,254	386,835	386,780	1,348,869
スポーツコンベンション誘致事業	2,519,862	531,059	285,327	3,336,248
メディア媒体活用事業	2,738,518	203,753	367,466	3,309,737
観光情報収集発信事業	540,181		16,000	556,181
よさこい広場事業	1,363,405	25,372		1,388,777
一般管理費	1,179,144	198,835	251,843	1,629,822
旅行商品造成の情報提供事業	669,970	70,210	15,000	755,180
セールス活動	3,782,936	13,150	27,000	3,823,086
修学旅行誘致受入事業	3,250			3,250
中・四国コンベンション誘致懇談会事業	134,670			134,670
誘致活動キーパーソン招聘事業	505,000		16,000	521,000
観光案内所設置事業			43,470	43,470
国際ミーティングエキスポ出展事業	192,875			192,875
二次交通整備事業	104,370			104,370
おもてなし推進事業	539,900	50,000		589,900
観光資源商品化バックアップ事業	57,440			57,440
国際観光振興事業	97,090			97,090
国際観光交流促進事業	308,939		40,250	349,189
市町村・団体とのタイアップ事業	62,040	35,000		97,040
プロ野球キャンプ対策事業	10,578,781	718,128	365,513	11,662,422
合 計	25,953,625	2,232,342	1,814,649	30,000,616

平成 17 年度	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
セールス活動	2,373,147	17,430	257,200	2,647,777
教育旅行誘致懇談会	426,150		54,010	480,160
教育旅行下見対応事業	11,885			11,885
修学旅行セミナー事業	9,710	123,170	24,000	156,880
コンベンション開催助成金交付事業	957			957
中・四国コンベンション誘致懇談会事業	164,540	31,950		196,490
誘致活動・キーパーソン招聘事業	466,285	28,875	42,090	537,250
観光案内所設置事業	20,400		46,130	66,530
二次交通整備事業	45,353	33,150	15,000	93,503
おもてなし推進事業	91,570		30,000	121,570
よさこい事業	75,140		36,000	111,140
国際観光交流促進事業	539,781	16,130	32,000	587,911
台湾商談会開催事業	1,174,886	194,750	7,500	1,377,136
台湾マスコミ招聘事業	39,410	10,000	4,012	53,422
市町村・団体とのタイアップ事業	230,352	50,000	4,000	284,352
プロ野球キャンプ対策事業	2,302,699	817,774	305,117	3,425,590
プロサッカーキャンプ対策事業	366,743	227,210	71,800	665,753
プロゴルフ対応事業	152,063	648,375	467,610	1,268,048
スポーツコンベンション誘致事業	1,284,784	968,706	305,189	2,558,679
メディア媒体活用事業	7,100	25,200		32,300
観光情報収集発信事業	188,190	5,040	11,000	204,230
フィルムコミッション事業	1,093,519	82,896	229,357	1,405,772
よさこい事業	1,533,178	346,300	5,000	1,884,478
一般管理費	1,119,037	75,827	339,308	1,534,172
北海道事務所経費	1,611,671		46,500	1,658,171
物産特会	2,294,494	431,898	96,818	2,823,210
合 計	17,623,044	4,134,681	2,429,641	24,187,366

平成18年度	旅 費	土産品・謝礼金	飲食費	合 計
セールス・情報収集・発信事業	1,087,444	7,300	194,925	1,289,669
四国4県首都圏教育旅行誘致懇談会事業	163,284		52,192	215,476
海外セールス活動事業	591,656	97,500	15,000	704,156
青島との観光交流推進事業	785,635	112,329	56,346	954,310
中・四国コンベンション誘致懇談会事業	40,040			40,040
四国観光検定事業	15,500			15,500
観光資源商品化事業	68,405	70,000		138,405
イベント効果の推進対策事業	3,770	367,172	188,770	559,712
市町村、団体とのタイアップ事業	23,183		6,000	29,183
観光案内所設置事業		18,900		18,900
二次交通整備事業	6,525	2,520		9,045
広域観光振興事業	27,000			27,000
おもてなしマスター推進事業	21,113			21,113
お客様の声アンケート事業	110,131			110,131
プロ野球キャンプ対策事業	1,079,017	421,070		1,500,087
プロサッカーキャンプ対策事業	105,589	54,910		160,499
プロゴルフ対策事業	10,614		19,704	30,318
スポーツコンベンション誘致事業	889,114	265,716	32,160	1,186,990
メディア媒体活用事業	100,656	17,520		118,176
観光情報収集発信事業	781,496			781,496
フィルムコミッション事業	829,348	117,741	64,290	1,011,379
よさこい広場事業	865,730	206,300	12,550	1,084,580
一般管理費	418,177	32,095	86,482	536,754
北海道事務所費	376,017		39,200	415,217
合 計	8,399,444	1,791,073	767,619	10,958,136

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、別表第1の5級の警察の項の改正規定及び別表第2の改正規定は平成19年2月21日から、別表第1の5級の知事部局の項の改正規定及び同表の6級の知事部局の項の改正規定は同年3月2日から施行する。

平成19年2月20日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の5級の知事部局の項中「交通安全推進監」を削り、同表の5級の警察の項中「警察本部の総括補佐」を「警察本部の次長」に改め、同表の6級の知事部局の項中「医薬安全推進監」を「医薬安全推進監」に改める。
交通安全推進監

別表第2の6級の項及び7級の項中「警察本部の総括補佐」を「警察本部の次長」に改める。

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年2月27日

高知県警察本部長 鈴木 基久

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

自動車保管場所調査事務

(2) 役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

高知県下16警察署管轄区域（平成12年6月1日における市町村区域とする。）

(5) 予定数量

平成19年度 約38,000件

平成20年度 約38,000件

(6) 入札方法

ア 入札金額は、自動車保管場所調査1件当たりの金額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見

積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
- (3) この入札公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 契約を完全に履行する調査体制及び能力を備えている者であること。
- (5) 調査量に応じ、現地調査に必要な人員を擁する者であること。
- (6) 平成19年4月1日に必ずこの入札公告に示した業務に着手できる者であること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号780 - 8544
高知市丸ノ内二丁目4 - 30
高知県警察本部警務部会計課
電話番号088 - 826 - 0110 (内線2252)
- (2) 入札説明書の交付方法
平成19年2月27日(火)から同年3月8日(木)まで、
(1)の交付場所で交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成19年3月9日(金)午前10時から
高知県警察本部2階201会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
平成19年3月19日(月)午前10時
高知県警察本部2階201会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。
- (3) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この入札公告に示した業務を完全に履行する調査体制及び能力を備えている

ことを証明する書類を平成19年3月14日(水)までに提出しなければならない。入札参加者は、開札の日までの間において、高知県警察本部長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他高知県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

高知県契約規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 平成18年度高知県一般会計補正予算が議決されなかった場合は、本件調達手続について停止等を行うことがある。

(8) 詳細は、入札説明書による。

 正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平18・3・31	号外7	規則	1	右 (38)	同条第3項 <u>において</u>	同条第3項 <u>おいて</u>